

平成28年3月28日

一般社団法人日本病院会会長 殿
公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿
一般社団法人日本医療法人協会会長 殿
公益社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づく
医療機関における取組について（依頼）

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）につきましては、平成28年2月23日付け基発0223第5号により、貴会においてガイドラインの内容を御了知いただくとともに、関係者間の連携の推進及び貴会の会員に対するガイドラインの周知についてご協力をお願いしたところですが、周知いただく際には、以下の点に特に御留意いただきたく、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

1 主治医の意見書の作成について

ガイドラインは、治療が必要な疾病を有する労働者が、業務によって疾病を増悪させることなどがないう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、事業場における取組をまとめた、事業者向けのものです。

ただし、事業場における取組が効果的に行われるためには、ガイドラインの5（2）に定めるとおり、両立支援を必要とする労働者（患者）が主治医に対し、自らの仕事に関する情報の提供を行ったうえで、意見書（参考資料中の様式例集に「治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」として例示）を主治医に適切に作成していただくことが非常に重要になります。

このため、各医療機関におかれましては、特に、労働者（患者）からの求めがあった場合の主治医の意見書の作成について、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、両立支援の参考にしていただけるよう、主治医を含めた医療従事者向けの研修の開催を検討しています。

2 精神疾患の扱いについて

精神疾患については、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」（平成 16 年 10 月策定、平成 21 年 3 月改訂）によって、より詳細な取組方法が示されていますので、基本的には、引き続き、この手引きに基づいて取組を進めていただくことを想定しています。

なお、ガイドラインには、両立支援の位置づけと意義、両立支援を行うための環境整備等に関する疾病横断的な情報を整理し掲載しており、精神疾患における両立支援の取組を導入する際にも参考としていただけますので、よろしくお願いいたします。